

総務文教常任委員会資料

令和7年2月5日

まちづくり政策部 デジタル推進課

【目次】

1 基幹系業務システムの標準化・共通化スケジュールの見直しについて	1
-----------------------------------	---

基幹系業務システムの標準化・共通化スケジュールの見直しについて

1 趣旨

地方公共団体においては、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）に基づき、住民基本台帳等の20事務について、標準準拠システムへの移行が義務付けられており、令和7年度中の移行完了に向けて、今年度から事業を進めているところですが、期限内の移行が困難であることから、移行スケジュールの見直しを行います。

【標準化対象事務】

①児童手当、②子ども・子育て支援、③住民基本台帳、④戸籍の附票、⑤印鑑登録、⑥選挙人名簿管理、⑦固定資産税、⑧個人住民税、⑨法人住民税、⑩軽自動車税、⑪戸籍、⑫就学、⑬健康管理、⑭児童扶養手当、⑮生活保護、⑯障害者福祉、⑰介護保険、⑱国民健康保険、⑲後期高齢者医療、⑳国民年金

2 スケジュール見直し後の稼働予定時期

(1) 令和8年2月稼働予定（7事務）

④戸籍の附票、⑪戸籍、⑬健康管理、⑮生活保護、⑯障害者福祉、⑰介護保険、⑲後期高齢者医療

(2) 令和9年3月稼働予定（10事務）

③住民基本台帳、⑤印鑑登録、⑥選挙人名簿管理、⑦固定資産税、⑧個人住民税、⑨法人住民税、⑩軽自動車税、⑫就学、⑱国民健康保険、⑳国民年金

(3) 令和10年3月稼働予定（3事務）

①児童手当、②子ども・子育て支援、⑭児童扶養手当

3 スケジュール見直しの理由

国が定める標準準拠システム標準仕様書の度重なる改版及び定額減税等大規模な制度改正に伴う現行システムの改修等により、標準準拠版パッケージシステムの開発が遅延しており、基幹系業務システム導入事業者の作業スケジュールを延期せざるを得ない状況であることから、標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行を最優先として、移行スケジュールを見直すこととしました。

4 スケジュール見直しによる影響

(1) 市民サービスに対する影響

標準準拠システムへの移行までの間も現行システム（令和5年12月更新）を継続し

て利用するため、市民サービス提供に係る影響はありません。

(2) 移行経費の財源措置に対する影響

地方公共団体情報システム標準化基本方針の改定（令和6年12月24日閣議決定）により、デジタル基盤改革支援基金の設置年限が5年延長され、令和8年度以降の移行となった場合においても国の財政措置が継続されるため、影響はありません。

5 今後の対応

市民生活及び適正な行政事務の遂行に支障が発生しないよう、関係事業者との連携により、標準準拠システムへの移行を完了させることを最優先として事務を進めます。